

流山市おおたかの森児童センター

指定管理者募集要項

令和7年8月

流 山 市

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	- 2 -
2	公募の概要	- 2 -
	(1) 施設名称.....	- 2 -
	(2) 施設所在地.....	- 2 -
	(3) 指定期間.....	- 2 -
	(4) 指定管理者の公募及び選定方法	- 2 -
	(5) 選考結果の通知.....	- 2 -
	(6) 協定の締結	- 2 -
	(7) 問合せ先.....	- 3 -
3	申請（応募）することができるものの資格	- 3 -
	(1) 申請者	- 3 -
	(2) 申請（応募）書類	- 4 -
	(3) 必要な資格	- 5 -
	(4) 留意事項.....	- 5 -
4	募集・選定の手続及びスケジュール	- 5 -
5	指定管理料	- 6 -
6	審査及び選定に関する事項	- 7 -
	(1) 審査方法.....	- 7 -
	(2) 選定方法.....	- 7 -
7	協定に関する事項	- 8 -
	(1) 基本的な考え方.....	- 8 -
	(2) 協定締結までの手続	- 8 -
	(3) 協定内容.....	- 8 -
8	法令等の遵守.....	- 8 -
9	事業の継続が困難となった場合の措置等	- 8 -
	(1) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めがない事項が生じた場合の措置 ...	- 8 -
	(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合の措置	- 8 -
	(3) その他の事由により事業の継続が困難になった場合の措置	- 9 -
10	課税に関すること	- 9 -
11	その他	- 9 -

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年に地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正され、「公の施設」の管理について、従来の管理委託制度に代わって指定管理者制度が発足しました。この制度により、地方自治体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができるようになりました。

本市では、流山市おおたかの森児童センターの指定管理者の指定に当たり、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、管理運営について創意工夫のある提案を持つ事業者を募集します。

なお、申請（応募）の際は、本要項のほか「流山市おおたかの森児童センター指定管理者の業務等に関する仕様書」を確認の上、手続を行ってください。

2 公募の概要

（1）施設名称

流山市おおたかの森児童センター

（2）施設所在地

流山市おおたかの森西二丁目7番地の1

（3）指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

（4）指定管理者の公募及び選定方法

指定管理者の公募は、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）に基づいて行い、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年流山市規則第52号）に従い、事業計画書等の提示によって実施します。

選定については、流山市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において事業計画書等の審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものとします。

（5）選考結果の通知

指定管理者の候補者の選考結果通知は、申請書類を提出した申請者全てに対して速やかに通知します。

なお、選考に係る経緯については公表しないものとします。また、選考結果に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けません。

（6）協定の締結

指定管理者の候補者が地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、流山市議会の議決を経て指定管理者として指定された場合、本市からその旨を通知します。なお、指定管理者の候補者は、当該議決（指定管理者の指定）を得られないことにより生じる一切の損害賠償請求等を行わないものとします。

その後、包括的事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協

定を締結します。

(7) 問合せ先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市役所 子ども家庭部 子ども家庭課 担当 森田
電 話 04-7150-6082
FAX 04-7158-6696
Eメールkosodate@city.nagareyama.chiba.jp

3 申請（応募）することができるものの資格

(1) 申請者

ア 申請者

法人その他の団体（以下「法人等」という。）、又は複数の法人等が共同
する共同事業体 ※個人での申請はできません。

(ア) 共同事業体の場合

共同事業体の適当な名称を設定し、代表となる法人等を選定してくださ
い。＊1事業者が複数の共同事業体の構成員になることはできません。

イ 申請者の制限

法人等（法人格のない団体にあつては、その代表者及びその役員）が次の
いずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項
（同項を準用する場合を含む。）に規定する者に該当する者

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含
む。）に規定する者に該当する者

(ウ) 地方自治法第92条の2、第142条及び第166条第2号に該当する者

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律
第225号）の適用を申請した者で、これらの法に基づく裁判所からの更生
手続又は再生手続の開始決定がされていない者

(オ) 国税、県税又は市町村税を滞納している者

(カ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保
険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていない者

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77
号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体で
あること。また、役員に同条第6号に規定する暴力団員がいること。

(ク) 地方自治法第244条の2第11項に規定する者に該当する者

(ケ) 流山市が措置する指名停止期間中である者

(コ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は申請
日前6箇月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

(サ) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者

(2) 申請（応募）書類

流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に定める以下の関係書類（正本1部、副本9部）を子ども家庭課の窓口に直接提出してください（郵送不可）。提出時に書類内容を確認するため、事前に来庁日時を電話連絡してください。

ア 流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書

イ 事業計画書、収支計画書及び自主事業計画書

※収支計画書については、事業計画書（別紙を含む。）で記載された全ての内容が計上されているものとします。また、自主事業計画書に記載する内容は、事業計画書及び収支計画書に含めることはできません。自主事業の収入・支出（人件費・事務費を含む。）は自主事業計画書に分けて記載してください。

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行日が3か月以内のもの）

オ 納税証明書（3（1）イ（オ）に該当しない旨を証するもの）（発行日が3か月以内のもの）

（ア）法人市民税又は市県民税

（イ）消費税又は地方消費税

カ 営業許可・認可等の証明書

キ 直近3か年の財務状況が把握できる書類

ク 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）に定める障害者雇用状況報告書の写し（任意）

※当年度の障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

※公共職業安定所長への提出義務がない事業主については、常時、障害者を雇用していることがわかる書類を提出してください。

ケ 募集の告示日時点で、女性活躍推進法（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けたことが分かる書類（任意）

コ 募集の告示日時点で、ちばSDGsパートナー又は同等の登録等がされていることが分かる書類（任意）

※上記アを1ページ目とし、申請（応募）書類には通しのページ番号を記載してください。

※共同事業体の場合には、構成する全ての団体に係る上記ウ以降の申請（応募）書類を提出してください。

サ CD-RW又はDVD-RW

上記書類のデータが入ったもの。データ形式はMicrosoft office（Word、Excel、PowerPoint）若しくはPDFで表示できるものとする。

(3) 必要な資格

次の免許を取得し、資格を有する技術者を雇用しているもの（取得又は雇用見込みを含む）。当該免許が必要な業務を再委託する場合は、再委託先の必須条件となります。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく警備業の認定

イ 建築物衛生管理業の登録

ウ 甲種防火対象物の防火管理者の資格（再委託不可）

(4) 留意事項

ア 重複提案の禁止

1 申請者につき、当該施設に対する事業計画等の提案は1案とします。

イ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、軽微な修正の場合は、この限りではありません。

ウ 虚偽の記載をした場合

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ 申請の取下げ

やむを得ない事情により、申請を辞退する場合には、事前に市と協議した上で指示に従ってください。

オ 費用負担

申請及び提案に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

カ 提出書類の取扱い

（ア）提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。

（イ）申請者が提出した関係書類は、選定委員会で審議されるほか、議会における審議で使用される場合があります。

（ウ）申請者が提出した関係書類について第三者から開示請求があった場合は、申請者と市で協議するものとします。

キ 接触の禁止

公募開始後、選定委員会の委員に対して、募集選考についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

ク 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が（1）イの事項に該当しないものとなります。

また、申請以降の構成員の変更は認めません。

4 募集・選定の手続及びスケジュール

(1) 募集の開始（告示日）

令和7年8月25日（月）

(2) 募集要項等の配布

令和7年8月25日（月）午前8時30分から9月24日（水）午後5時まで

(流山市ホームページからダウンロードしてください。)

(3) 現地説明会の開催

- ア 日時 令和7年9月1日(月) 午前10時から
イ 場所 流山市おおたかの森児童センター
ウ 参加人数 申請者(法人等) 各2名以内
エ 申込先 問合せ先に同じ

※説明会に参加を希望される団体は、令和7年8月28日(木) 午後5時までに
電話又はEメールで「社名」「参加者氏名」「連絡先」をお知らせください。

※参加の際は、必ずホームページで公開されている募集要項、仕様書を印刷し御
持参ください。

(4) 質問事項受付(E-mail)

令和7年9月2日(火) 午前8時30分から9月3日(水) 午後5時まで
上記受付期間内に指定の様式を用いてEメールで問い合わせください。

(5) 質問事項の回答

令和7年9月9日(火) までに市のホームページに掲載
全ての質問内容と回答をホームページ上で公開します。
ただし、意見、意思表示とみられるものへの回答はしません。

(6) 申請(関係書類の提出) 受付締切

令和7年9月24日(水) 午後5時まで

(7) 選定委員会の開催(申請者プレゼンテーション実施予定日)

令和7年10月22日(水)、23日(木)、24日(金)
(予備日: 令和7年10月20日(月)、21日(火))

※いずれかの市が指定する日。日時等の詳細は改めて通知します。

(8) 選定委員会の結果通知

令和7年10月下旬

(9) 指定管理者への指定の通知

流山市議会の議決後の12月下旬

(10) 指定管理者との基本協定の締結

議決後から令和8年3月下旬まで

5 指定管理料

経費については、下記価格を参考にして収支計画書を作成してください。な
お、収支計画書はホームページからダウンロードしてください。

参考価格

(年間) 65,883,380円(非課税)

なお、児童センターは第二種社会福祉事業に該当するため、指定管理料の消
費税及び地方消費税は非課税となります。

※1 上記、参考価格は、精算対象となる修繕費300,000円(消費税及び

地方消費税を含む。)を含んで積算しています。

※2 指定期間中の人件費（勤続年数、最低賃金改定などによる上昇分）・物価変動を織り込んだ上で、施設の安定的かつ継続的な運営が可能な収支計画書を作成してください。

※3 参考価格と著しく乖離した指定管理料の提案があった場合は、選外扱いとなります。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定に当たっては、「指定管理者制度の運用に関する指針」（平成16年11月施行）に基づき、選定委員会の審査により選定します。

(2) 選定方法

ア プレゼンテーション審査

選定委員会において、応募の動機や内容、取組など提出書類に基づき申請者のプレゼンテーション審査を行います。出席者は、各申請者（法人等）3名以内とします。

なお、応募者が多数の場合には、書類審査により、上位3者程度に絞り込み、プレゼンテーション審査を実施します。審査の有無及び日時・場所などの詳細は、改めて応募者に通知します。

※プレゼンテーション審査において、プロジェクター・スクリーン・ケーブルは市で用意します。ノートパソコン等は申請者で御用意ください。

※プレゼンテーション出席者のうち少なくとも1名は、実際に現場の運営を担う予定の職員の参加をお願いします。

イ 審査項目

当日のプレゼンテーションについては、指定管理者選定評価表に基づき説明してください。

(ア) 指定管理者としての資質

(イ) 施設運営の方針

(ウ) 実施体制

(エ) 安全管理

(オ) 創意工夫・改善

(カ) その他必要な事項

ウ 応募に当たっては、次の事項について目標値を設定し、提出資料内に明記してください。

(ア) 自主事業の回数 (イ) 利用者数

(ウ) 利用者の満足度（「流山市指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」によるもの）

7 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度は指定により指定管理者の権限が生じますが、管理に当たっての詳細な事項については、指定管理者として指定された事業者と市との相互の協議により、施設の設置目的や事情に応じて基本協定書において定めるものとしします。

(2) 協定締結までの手続

指定管理者の候補者と選定された者は、事務事業の円滑な移行のため、市と協定の締結についての協議を行い、仮協定を締結します。

その後、議会の議決を経て、指定管理者として指定されたものは、市と基本協定を締結します。

(3) 協定内容

ア 公の施設の管理に関する事項

イ 公の施設の管理を行うに当たって、指定管理者が保有することとなった個人情報保護に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか市長が必要と認める事項

8 法令等の遵守

市と本協定を締結したものは、施設の管理運営に当たり、地方自治法、労働基準法（昭和22年法律第49号）、公共サービス基本法（平成21年法律第40号）、流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例（令和2年流山市条例第22号）、流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年流山市規則第10号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）などの関係法令を遵守しなければならない。

9 事業の継続が困難となった場合の措置等

(1) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めがない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意をもって協議するものとしします。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合の措置

市は、指定管理者の指定を取り消す等の措置を執ることとしします。この場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとしします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の運営管理業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとしします。

(3) その他の事由により事業の継続が困難になった場合の措置

災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

なお、一定期間内に協議が整わない場合、市は指定管理者の協定を解除できるものとします。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

1 0 課税に関すること

会社等の法人に係る市民税、事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等は課税対象となる場合があります。課税に関する詳細については、国税は税務署、県税については県税事務所、市税につきましては流山市役所税務担当課に確認してください。

1 1 その他

(1) その他業務

指定管理者として指定されたあと、協定発効までの期間においては、協定発効後の運営業務について別途市と打合せを重ねて、円滑な業務に移れるようにしていきます。

また、現指定管理期間と指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で十分な引継ぎ等を行うものとします。

(2) おおたかの森児童センター参考情報（令和6年度）

(ア) 利用状況

利用人数（人）
39,015人

(イ) 収支実績（自主事業除く。）

区分	内訳	金額（円）
収入	指定管理料	62,919,091円
	一時預かり収入	3,475,500円
支出	人件費	48,379,306円
	事務費	1,256,061円
	事業費	678,088円
	管理費	3,254,049円
	事務経費	5,983,091円